

柏行審第50号の2
令和3年9月27日

柏市長 秋山浩保 様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏

審査請求に対する答申について

令和2年12月15日付け柏保政第544号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った令和2年9月15日付けの保有個人情報の不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和2年5月13日、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

ケース記録票

請求者の情報を内縁の転居先に知らせた管理台帳の内容
上記に伴う、請求者に転居指示をした管理台帳の内容

(2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した。

平成30年7月3日から令和2年5月12日までのケース記録票

(3) 実施機関は、開示請求者に対し、令和2年6月11日付けで保有個人情報の部分開示決定の通知をした。

(4) 開示請求者は、実施機関に対し、令和2年8月12日付で本件保有個人情報の訂正請求を行った。

ア 73頁1行13行、十分という記載について、転居に関する猶予期間が十分であると生活支援課が認識していたと解釈するが、誤認識も甚だしい。(訂正請求4)

イ 73頁15行から16行、「未納により・・・退去勧告」部分の削除を求める。開示請求者に対する侮辱である。開示請求者には支払いの意思があり、未納退去勧告は想定外の事態であった。(訂正請求5)

ウ 73頁5行、「同行等のサポートを行うこととする。」は開示請求者の健康管理を完全に無視しており、言語道断である。生活支援課の開示請求者の病に関する認識は誤っている。(訂正請求6)

エ 74頁75頁、開示請求者が緊急搬送された原因が職員であるという記載がない。(訂正請求7)

オ 転居指導はしない方針に改めるべきである。(訂正請求8)

カ 担当らは開示請求者の病名に関して学習して知識の向上をすべきである。(訂正請求9)

(5) 実施機関は開示請求者に対し、条例第35条第2項の規定により、保有個人情報不訂正決定の通知をした。

(6) 開示請求者は、本件保有個人情報の不訂正決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、令和2年11月9日付で実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 本件処分を変更し、保有個人情報の一部を訂正する処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書等で主張する要旨は、次のとおりである。

訂正をしない理由は、論外である。柏市役所からの回答では、面談中に審査請求人が救急搬送された事を認めている。119番通報したのは山本職員であった。常識的な見方をするならば、119番通報に至った出来事が市役所内であったなら、その原

因や理由を明確にするのは当然である。

令和元年11月11日の119番に至った原因は、山本、石崎両職員の転居に関しての強引なやりかた(無理強い)である。それを否定するならば、119番に至った原因が記載されていないのは、重要過ぎる矛盾であり、関係者が狡いだけである。訂正を認めないならば、119番に至った原因・理由を明確に提示しその根拠を理解できるように説明を求める。柏市の言い分を聞いていると、令和元年11月11日に審査請求人が勝手に体調を崩し、勝手に血圧が急上昇し、職員が119番通報した。こういう解釈になるが、そんなふざけた滑稽な理由などありえない。審査請求人の求めることを明確に出来ないなら、すみやかに訂正するように主張する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

審査請求人が訂正を求めた事項について確認した結果、以下の理由により、本件保有個人情報の全部を訂正しない。

- (1) 訂正請求7に係る令和元年11月11日の記載は、本市生活支援課職員の対応と審査請求人の救急搬送との直接の因果関係を客観的に証する資料等が存在しないことから、訂正決定するに足る心証が得られなかったため。
- (2) 訂正請求7に係る令和元年11月11日の記載を除いた訂正請求に係る内容は、審査請求人の認識及び見解により本市生活支援課の行う業務に対する意見及び要望であり、ケース記録に記載のある客観的事実の訂正を求める内容ではないため。

5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、生活保護者の最低生活の保障及び自立の助長に資するための取り組みや関係機関からの取得情報、協議調整内容等を時系列で表記し、自立助長を推進することを目的として作成されるケース記録である。

(2) 訂正決定の要件について

ア 条例第32条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めると

ころにより，当該保有個人情報に保有する実施機関に対し，当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる」と規定している。

これは，正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により，本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため，開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは，その訂正を請求することができることを定めたものであり，請求の対象は事実に限られ，評価・判断には及ばないとの趣旨である。ここでいう「事実」とは，氏名や生年月日，住所，金額，数量等の客観的に判断できる事項をいう。

なお，訂正請求は保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）自体を目的としており，当時の状況等をすべて把握して真実を確認するものではない。したがって，保有個人情報を訂正するに当たり，記載されている保有個人情報が事実と合致していないという客観的な証拠がない場合は，訂正を行うか否かの判断をすること自体が困難となる。

イ 条例第34条は，「訂正請求に理由があると認めるときは，当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で，当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。そして，「訂正請求に理由があると認めるとき」とは，訂正請求の内容が事実であることが判明したときをいうとされている。

そこで，本件保有個人情報に係る訂正請求の内容が客観的に判断できる事実であるか否かについて検討する。

(3) 訂正決定の該当性について

ア 訂正請求4について

客観的な証拠をもって「十分」という記載を訂正することができない。

イ 訂正請求5について

業務（担当者の予測，見通し）に対する審査請求人の意見であり，客観的な事実の訂正に当たらない。

ウ 訂正請求6について

業務（生活支援課の見解，考え）に対する審査請求人の意見であり，客観的な事実の訂正に当たらない。

エ 訂正請求7について

救急搬送について，事実が客観的に判断できない。

オ 訂正請求8について

審査請求人の意見であり，事実の訂正でないことが明らかである。

カ 訂正請求9について

業務（生活支援課の見解，考え）に対する審査請求人の意見であり，客観的な事実の訂正に当たらない。

(4) 結論

以上検討したとおり，「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は，別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年12月15日	諮問
12月22日	第1回審議
令和 3年 1月15日	審理手続の併合（計2件）
1月22日	審査請求人の反論書の收受
1月28日	第2回審議
2月22日	第3回審議
3月22日	審理手続の併合（計4件）
3月26日	第4回審議
4月26日	第5回審議
5月31日	第6回審議（審査請求人の意見陳述及び審議）
7月 1日	第7回審議
8月 4日	第8回審議
8月31日	第9回審議
9月27日	答申